医保第０５－６０２６号
令和４年７月１９日

ＮＰＯ法人グリーンＮｅｔ
理事長　武藤 安子　様

三重県医療保健部長

質問書について（回答）

令和４年６月１５日付けで質問のありましたことについて、下記のとおり回答します。

記

1　質問①について

（1）（ア）について

ＴＮＲ事業における保健所の役割は以下のとおりです。

なお、自治会の役割については特に定めておらず、実施地域の住民の方には、事例ごとに協力していただける内容を確認のうえお願いをしています。

＜保健所の役割＞

・ＴＮＲ事業に関する住民からの相談受付
・地域住民や手術実施機関等、関係者との事業実施に係る調整
・地域の実情に応じて、地域住民等への告知、結果報告等
・飼い主のいない猫の捕獲、手術実施機関への猫の搬入、手術後の猫のリターン、捕獲からリターンまでの猫の飼養管理

（2）（イ）について

事業の実施にあたっては、遺棄虐待は犯罪であること、手術後は元の場所に戻して一代限りの命を見守ること等について地域住民等に説明し、事業の趣旨を理解した上で参加していただいていますので、捕獲作業への協力を申し出ていただいた場合は、役職等に関わらず、捕獲器の適切な使用方法等について説明し、捕獲器を貸出すこととしています。

（3）（ウ）について

捕獲時期については、平成30年以降、貴団体からご意見をいただいているところです。ご意見については、動物愛護推進センター及び各保健所担当者と情報共有を図り、各現場で捕獲後手術までの日数ができるだけ短くなるよう工夫し、現在は手術日の１～２日前の捕獲が主流となっています。

捕獲後は、捕獲器ごと毛布やバスタオルで覆う等により猫のストレス軽減を図るとともに、摂食や排せつの状況等を確認しながら飼養管理を行っています。

また、手術後は全頭に対して補液を行い、覚醒後に異常がないことを確認した上で、速やかに捕獲場所にリターンしています。

2　質問②について

（1）（ア）について

公示期間が満了し、処分済み個体について、遡って引取り事由を修正することはしていません。

（2）（イ）について

自活不能猫の引取り相談については、通常、当該子猫の状態を確認し、疾病、外傷、衰弱等の所見の有無により、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第３項又は第36条第２項のいずれに該当するかを判断しています。

前回の申入書の受理後、昨年度中に県内担当者間で判断基準に関して情報共有を行っておりましたが、今回の質問書を受けて、７月12日に改めて、通報時点での動物の状態により判断するよう周知しました。

なお、第35条第３項に該当すると判断した場合、親猫による哺育の状況や周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれの有無等を確認し、相当の事由がないと判断した場合は、引取りをお断りすることがあります。

事務担当
医療保健部食品安全課
生活衛生・動物愛護班
TEL　059－224－2359
FAX　059－224－2344